

〇〇ヘルパーステーション運営規程
【訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス】

(事業の目的)

第1条 **株式会社△△** (以下、「事業者」という。) が開設する**〇〇ヘルパーステーション** (以下、「事業所」という。) が行う訪問介護事業及び**介護予防訪問介護相当サービス事業** (以下、「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は**事業対象者** (以下、「要介護者等」という。) に対し、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等 (以下、「訪問介護員等」という。) が、利用者の居宅において入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問介護及び**介護予防訪問介護相当サービス** (以下「訪問介護等」という。) を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 訪問介護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。**介護予防訪問介護相当サービス**の提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護 (介護予防) 支援事業者、他の居宅 (介護予防) サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 4 前3項のほか、「**大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 25 年 3 月 22 日大津市条例第 15 号)**」及び「**大津市介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱**」の規定を遵守する。

赤字：全事業所において必ず修正してください。
緑字：大津市独自規定
黄色マーカー：総合事業による追加事項
黄緑マーカー：平成 30 年度制度改正に伴う変更
黒字：事業所の実情に合わせて加筆・修正してください。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 ○○ヘルパーステーション
- ② 所在地 大津市○○町○番○号 メゾン○○ ○○○号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- ② サービス提供責任者 ○名以上
サービス提供責任者は事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス計画(以下、「訪問介護計画等」という。)の作成等を行う。
- ③ 訪問介護員等(常勤換算方法で2.5人以上)
訪問介護員等は訪問介護等の提供に当たる。

コメント [01]: 【基準条例を満たす数】以上としてください。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 : ○曜日から○曜日までとする。
ただし、祝日、お盆(○/○～○/○)、年末年始(○/○～○/○)を除く。
- ② 営業時間 : ○時から○時までとする。
- ③ サービス提供日 : ○曜日から○曜日までとする。
ただし、祝日、お盆(○/○～○/○)、年末年始(○/○～○/○)を除く。
- ④ サービス提供時間 : ○時から○時までとする。

コメント [02]: 営業日・時間:利用者からの相談や利用受付等が可能な時間。
サービス提供日・時間:利用者に対する訪問介護のサービス提供が可能な時間。

(訪問介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとする。

- ① 訪問介護計画の作成
- ② 身体介護
- ③ 生活援助
- ④ 通院等乗降介助

コメント [03]: 対応していなければ削除してください。

- 2 介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとする。
- ① 介護予防訪問介護相当サービス計画の作成
 - ② 身体介護及び生活援助の見守りの援助
- 3 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣及び大津市長が定める基準によるものとする。また、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- 4 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
- なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。
- 通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を〇キロメートルあたり〇〇円**
- 5 利用者からのキャンセルがあった場合で、サービス提供の前営業日までに連絡がなかった場合は、1提供当たり利用料の〇〇%を徴収する。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。
- 6 利用者の求めに応じて複写物を交付する場合は、一枚あたり〇〇円を徴収する。
- 7 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 8 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収証を交付する。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、●●、●●、●●小学校区とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第9条 事業者は、利用者に対する訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処理を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

コメント [04]: 徴収がなければ削除してください。

コメント [05]: 徴収がなければ削除してください。

コメント [06]: 徴収がなければ削除してください。

コメント [07]: 徴収がなければ削除してください。

コメント [08]: 客観的に場所が特定できるようにしてください。

「〇〇中学校区」や「〇〇地域包括支援センター担当地域」でも可です。

（「大津市北部」といったような抽象的な表現は不可です。）

3 事業者は、利用者に対する訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情に対する対応方針)

第 10 条 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(個人情報の保護)

第 11 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

コメント [09]: 平成 29 年 5 月 30 日より
ガイドライン⇒ガイドランスに変更。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第 13 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

(暴力団排除)

第 14 条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものと

し、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後〇ヶ月以内
 - ② 継続研修 年〇回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業者は、訪問介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。
 - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社△△と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は平成〇〇年〇月〇日から施行する。